

指名停止措置の概要

1 経過等

本市が令和5年6月8日に入札を行った契約番号（土木）35号「水路改良工事（その1）」において、落札決定されたにもかかわらず、契約を辞退した。

2 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

日東金属 株式会社
代表取締役 石川 俊幸
甲府市国玉町910-1

(2) 指名停止期間

令和5年6月29日 ～ 令和5年9月28日（3か月）

3 指名停止措置理由

落札決定されたにもかかわらず、契約を辞退したことは「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負（委託）契約の相手方として不相当であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内